

浄化槽を使用・管理している皆様へ

法定検査は毎年必ず受検してください!

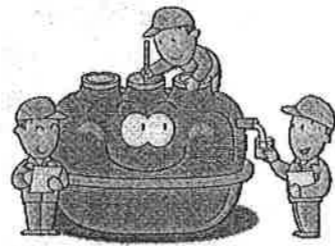
浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の故障や機能低下を引き起こし、悪臭や水質汚濁の原因となります。

そのため、浄化槽を管理（設置）されている皆様には、浄化槽法（浄化槽に関するルールを定めた法律）で、次のことが全ての浄化槽で義務付けられています。

- ・保守点検 浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給などを行います。3～4カ月に1回以上（年3～4回）行ってください。
- ・清掃 浄化槽内にたまった汚泥等を抜き取ります。年1回以上行ってください。
- ・法定検査 浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するための検査です。保守点検や清掃とは別に年1回受検する必要があります。

● 法定検査とは？

浄化槽の機能が正常に維持されているか確認するための検査です。浄化槽法第11条で、毎年1回の受検が義務づけられています。



○ どのような検査なの？

- 外観検査 : 設置の状況や水の流れ方などの状況を検査します。
- 水質検査 : 浄化能力の確認をするためpHや残留塩素濃度などの測定、分析をします。
- 書類検査 : 保守点検記録などを確認し、浄化槽の管理状況を確認します。

○ 誰が検査するの？

浄化槽の法定検査は知事の指定した機関（指定検査機関）が行います。茨城県では、茨城県知事の指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会が有料（10人槽以下で4,500円）で行います。

○ やらないとどうなるの？

県や市町が行政指導や改善命令を行い、それに従っていただけなかった場合、**罰則（30万円以下の過料）**があります。

○ 検査の申し込み方法は？

裏面の申込書に必要事項を記入し、FAXまたは郵送にてお申込みいただけるほか、協会ホームページからもお申込みいただけます。

また、（公社）茨城県水質保全協会に直接お申込みいただくほか、保守点検業者又は清掃業者を通してお申込みいただくこともできます。

<お申し込み先>

公益社団法人 茨城県水質保全協会 検査部
〒310-0905 水戸市石川1-4043-8 TEL 029-291-4004 FAX 029-309-5006
ホームページアドレス <http://www.e-mizu-ibaraki.jp>

— 茨城県県北県民センター 環境・保安課 —

維持管理のほか、各種届出もお忘れなく!

- ① 新たに浄化槽を設置する場合
設置届出書（正本2部、写し2部）※着工予定日の21日以前（認定浄化槽は10日以前）
明細書（正本1部、写し3部）※建築確認申請を伴う場合
- ② 浄化槽の使用を開始した場合
使用開始報告書（正本1部、写し2部）※使用開始した日から30日以内
- ③ 浄化槽を使用・管理する方が変わった場合
管理者変更報告書（正本1部、写し2部）※変更した日から30日以内
- ④ 浄化槽の使用を廃止した場合
使用廃止届出書（正本1部、写し2部）※廃止した日から30日以内

【浄化槽についての問い合わせ・ご相談は】

茨城県生活環境部環境対策課 TEL 029-301-2966
茨城県県北県民センター（環境・保安課） TEL 0294-80-3355

【浄化槽についての問い合わせ・検査のお申し込みは】

茨城県知事指定検査機関 公益社団法人 茨城県水質保全協会
〒310-0905 水戸市石川1-4043-8 総務部 TEL 029-291-4000 Fax 029-309-5005
検査部 TEL 029-291-4004 Fax 029-309-5006
ホームページアドレス <http://www.e-mizu-ibaraki.jp>

【浄化槽法定検査申込書】

平成 年 月 日

施設概要	建物名称	※専用住宅以外の場合ご記入下さい			申込者	氏名	印
	設置場所					住所	〒 ()
	処理方式	合併 単独	使用 開始	S・H 年 月	電話番号	— —	
	規模	人槽	保守 点検	業者名			

※ 規模、処理方式が不明な場合は検査員が確認いたします。

<送付先> 公益社団法人 茨城県水質保全協会 検査部 FAX: 029-309-5006

— 茨城県県北県民センター 環境・保安課 —